

第5章 計画の推進

1. 計画の進捗管理

本計画の進捗状況の点検・見直しについては、必要に応じて行います。点検・見直し結果は、稚内市から稚内市保健医療福祉審議会へ報告し、それに対する意見を市長に述べる事ができるものとします。

審議会からの意見は、事業の改善など、計画の効果的・効率的な推進につなげます。

2. 市における計画の推進

(1) 庁内推進体制の整備

地域福祉に関わる課題や問題は、保健、医療、福祉はもとより、教育、市民活動、まちづくり、建設、経済など庁内の担当部局も多岐にわたります。

地域福祉に関する課題や問題を、あらゆる分野の部局が共有し、関連する部局間で連携して取り組める体制づくりを進め、全庁的に本計画を推進していきます。

(2) 市職員の意識や資質の向上

市民や地域から信頼されるためにも、地域福祉に関する意識の向上を図る取組を積極的に進め、地域に出向くことを重点的に推進します。